

令和6年度 高齢者元気度アップ・ポイント/ 介護人材確保ポイント



高齢者元気度アップ・ポイント

介護人材確保ポイント

鹿屋市在住の 65 歳以上の方

- 介護分野以外のボランティア活動
(例) 障がい者施設での支援・子どもの見守り活動
- 健康増進、介護予防、地域貢献学習に関する講演会、教室等への参加
- 各種健康診査や人間ドック等の受診

鹿屋市在住の全ての方

- 介護保険施設等でのボランティア活動
(例) レクリエーション等の参加支援、食事の配膳、下膳の補助、高齢者の話し相手、施設内清掃
共生型居場所の運営
- 高齢者を支援する活動 ※条件あり
在宅高齢者等への声掛け、見守り、有償ボランティア

★対象となる主な活動

高齢者元気度アップ・ポイント				介護人材確保ポイント				
活動内容	付与ポイント数		ポイント付与時期	活動内容	付与ポイント数		ポイント付与時期	
	通常	強化月(9月)			通常	強化月(9月)		
介護分野以外のボランティア活動	3	6	当日	介護保険施設等でのボランティア活動	3	6	当日	
健康増進、介護予防、地域貢献学習に関する講演会、教室等への参加	1	2		高齢者を支援する活動	3	6		
市が指定する健康診査の受診	5	対象外	後日 受診した項目のわかるもの(結果表、領収書等)を社協窓口または保健相談センターの窓口へ持参					
人間ドックの受診	5							
各種がん検診の受診	各2							

★ポイント交換

スタンプの数	ポイント付与数	転換交付金等	スタンプの数	ポイント付与数	転換交付金等
0~9個	0 ポイント		30~39個	30 ポイント	3, 000円
10~19個	10 ポイント	1, 000円	40~49個	40 ポイント	4, 000円
20~29個	20 ポイント	2, 000円	50個	50 ポイント	5, 000円

※高齢者元気度アップ・ポイント事業・介護人材確保ポイント事業、それぞれ年間 5,000 円を上限に、現金又は物品（商品券等）と交換できます。
(18 歳未満の方は、物品との交換になります。)

※但し、ポイントは翌年度へ繰り越すことはできません。

※活動を行った日に、ポイント手帳を忘れた時は、活動日が記入してあるシールをもらい、ポイント手帳に貼ってください。またシールの無い場合はメモ紙等にスタンプを押してもらい、社会福祉協議会窓口へ後日持参してください。（活動日が確認できるものがなければ、スタンプを押すことはできません。）



事業の詳細については、鹿屋市社会福祉協議会のホームページを御覧いただくな
く、下記までお問合せ下さい。

【鹿屋市社会福祉協議会】電話：0994-44-2277

